南山大学史料室 デルケイアー記翁・情報・歴史―

南 大学インターナショナル・ディヴィジョンの ―日米高等教育関係史についての一 試論

林

雅代

35

The Opening and the Closing of Nanzan University International Division, 1953-1962:

Essay on the History of the Interrelationship between Japanese and American Higher Education

HAYASHI Masayo

archeia: documents, information and history No.1 March, 2007 pp.35-78 Nanzan University Archives

南山大学インターナショナル・ディヴィジョンの開設と終焉

―日米高等教育関係史についての一試論―

林

雅

はじめに

学国際部(Sophia University International Division)が存在した。.Dは、そうした機関の一つであった。 開設された。第二次世界大戦後の日本で、米国軍人が軍務に従事しながら、高等教育を受ける機会を提供した機関 言及がみられるのは、IIと同様の教育機関として発足した上智大学国際部であり、自校史に基づき日本における大 California, University Extension)、メリーランド大学極東部(University of Maryland Far East Division)、上智大 としては、管見の限りでは、米軍の教育部のほか、カリフォルニア大学エクステンション (University of 主として名古屋周辺に駐留する米国軍人・軍属に対して教育機会を提供する機関として、一九五三年一〇月五日に これらの教育機関については、これまでの高等教育研究の中ではほとんど触れられてこなかった。ごくわずかに 南山大学インターナショナル・ディヴィジョン(Nanzan University International Division、以下Dと略す)は、

学開 史上、 けれども、 中 放 より本質的で重要な位置づけを与えられうるべき存在としては考えられてこなかったのである。 核 試 的 な問 Z Ó I.を含めたこうした教育機関は、 題としてではなく、 環として論じられているほか、 むしろ例外 的 留学生 nある い おそらくその特異な性格および史料的 教育史・ は周辺的な問 日 本語 ご題として扱われ 教育史などに ぉ てきており、 な制約から、 Vγ ても取り上 日 日本の・ 本 げ 'n ては

米国 もの 要不可欠であろう。 の高等教育機関にとって 軍人援護法」(Serviceman's Readjustment Act of 1952) Readjustment Act of 1944) 子の研究である。 るものであるように思われる。 しかしながら、 の 、 の 高等教育史、 九四九年 近年の日本の高等教育政策の転換との関連でなされてきたいくつかの研究は、 犬塚の議論の焦点は学生に対する経済支援の および日米高等教育関係史における、これらの教育機関の、 ľ 日 「退役軍人援護法」 本の の適用を受けたことが言及されている。 その一つは、 高等 教 育 機 の適用が持ってい 関 米 の 玉 ヮ 連邦政府による大学生の くつ かが の適用を受けたのは一九五六年のことであったが、 一九四 問題にあ た意味を明らかにする上で、 後段で論じるように、 ŋ, 兀 年退役軍 経済的支援政策につい 本稿の関心とは直接的には関連しない より 人援護 般的な歴史的意義を示唆 I.D. につい I.D. が 法 日本の高等 (Serviceman's て論じた犬塚 九五二年退 ての検討 教育 日本 は 史

令官総司 を集めるようになったアクレディテー 機関の選定を通じて、 これに関連して、 令部民間情報教育局 金子忠史や前 米国高等教育におけるアクレディテーション・システム 田早苗らに 「退役軍人援護法」 の指導の下で、 より指摘され ・ショ ンの概念やシステムに関しては、 アクレディテーション機関として、 の運 イている。 (5) 用に当たり、 九九 退役軍人管理局による同法適用 年の文部省の大学設置基 占領中の一 大学基準協会が設立された過 (資格認定制度) 九四七年に連合国 準 Ó 0) 大綱化以 0 発達が 対象となる 軍 促 進され 教 注

等教育にとってのアクレディテーション問題をも、 ではない。 田 レディテーションとは本質的な問題であったことを思うとき、 [中征男が分析している。そこでは、大学基準協会の設立は、 大衆化の局面や、 0 変革という、 けれども、 戦後日本の文脈において行われたとされている。 退役軍人など非伝統型の学生の受け入れという多様化の局面に直面してい 日米の高等教育システムの狭間に置かれてLDで学んだ人々と、LDという存在にとって、 考慮に入れる必要があるのでは 戦前期における文部省による中央集権的な高等教育 日本における大学基準協会設立の過程を理 筆者は、そのような分析に異議を唱えるもの ないだろうか。 た、 当時の米国高 解する上 アク

から、 に持つ含意を明らかにする作業の端緒として、 このような問題意識に基づき、 特 :にI.の制度的変遷に関する側面を素描することとする。 本稿は、 IDの実態や、それが日本および米国の高等教育史、 まずは南山大学史料室および南山学園史料室が所蔵するLD関係史料 日米高等教育関

南 山大学インターナショ ナル デ イ ・ヴィ ジ \exists ン開設の経緯

宛てら のは、 出 周辺地域に駐留する米国軍人に対する大学の授業提供の依頼があったことや、 テンにリストするよう求める内容となっている。 されてい I.D. は、 ń 九四九年一〇月一八日付のアロイジウス・パッへ学長(Aloysius Pache, S.V.D.) 一九五三年一〇月五日に開設されたが、 た書簡の草稿である。 ることが言及されており、 これには、 南山· 米国第五空軍より、 .大学を米国連邦教育省が発行するAccredited Higher Institutionsブリ また、 その経緯を明らかにする史料として現在確認できる最も 民間教育情報局のアランデル・デルレ (Arundel del Re)や 一九四九年九月二三日付で、 在日の民間米国人より同様の要望が から米国連邦教育省に 小牧・守山など名古屋 初 期 のも

る。 のほ 長ジョ であることが報じられるなど、一九四九年一一月中にL.開設の計画が進められていたことをうかがわせる史料であることが報じられるなど、一九四九年一一月中にL.開設の計画が進められていたことをうかがわせる史料 of Education) ム局長アーネスト・ホール博士(Dr. M. Ernest Hall, Education Program Director for Fifth Air Force) ルド少佐 連邦教育省によるアクレディテーションを受けて授業が提供できるよう、 情報教育局高等教育顧 あるとして、パッへの要求を断る一方で、退役軍人管理局による認定を要望する場合は、 第五空軍 書 簡草 しかしながら、 稿 名古屋 Ó (Major John J. Caulfield JR., Staff I&E Officer, Fifth Air Force Headquarters) ラッセ 教育部 :の内容との関係が推測される。パッへのこの書簡に対する回答と思われる、 からの一九四九年一一月三〇日付の返信は、 庿 辺の ≥ (John Dale Russell, Director, Division of Higher Education, Federal Security Agency, Office 0 関係者と懇意であるとも記されてい 九四九年一二月から一九五三年八月までの動きを示した史料は、 米国空軍基地で発行されていたと思われるThe 問のウォルター・イールズ (Walter C. る。 同ブリテンが、 このころ、 Eells) に連絡するとよいとの示唆を与えている。 Nagoya Nugget紙には、 上智大学で国 南山大学関係者、 米国内の教育機関をリストするもので 「際部が発足しており、 (9) 現在のところは 米国連邦教育省高等教育局 在日米国 ジョ 第五空軍教育プロ ン ・ 南 領 事館 カール 山大学が 確認できて が フィ 検 ツヘ グラ 米 民 があ 討 国

中

40

翌一九日に学長室で1.1にかかわる教員や職員による会合を開催するという通知が出されている。 て議論がなされ る。このうち、 I.D. 0 開 このメモには、 設に向 けて、 たと推測される。 もっとも日付の早いものは、 I.Dの授業料 具体的な動きが実際に起こったのは、 や開講曜 また、 一九五三年九月一八日付でパッへ学長より木村太郎文学部教授に宛てて Ę 一九五三年九月一八日付の、 履修登録 カードなどについ 確認できる史料の限りでは、 ての記載があることから、 I.D 開設のための打ち合わ 九 五三年 これらの史料を総 これ せ会のメモ 九 月以 らについ 降であ

な

17

だしく準備され 合すると、 □開設は既に一九四九年に議論されていたにもかかわらず、一九五三年一○月の開設直前に非常に慌た たと推測される。 また、 開設の事務的な手続きに南山大学側では、 総務部長 いのパウ ́п チャプリ

開設に向けての事務的な動きが進行する一方で、一九五三年九月二九日開催の大学評議会において、LOの開 が関与していたことや、パッへ学長がLI開設に積極的にであった様子がうかがわ た れ る¹⁴。

授)、今川憲次(教授)

キー文学部教授

(Paul Czaplicki, S.V.D.)、学長秘書室職員の瀧田慎吉、

文学部の猪俣文治 (助手)、

細井次郎

教

がパッへ学長より提案された。文学部教授会で承認済みの事項であるとしながら、パッへは開設の理由として、(ほ) 国側からのこれまでの援助に報いること、これにより国際的な雰囲気を高めること、 財政的な面でプラスになるこ 米 設

との三つを挙げた。

また、

ドイツ語・フランス語・スペイン語の語学コースと、英文学および教育哲学の五コー

ス

ツキーとすること、などが説明された。また、一般の日本人学生にも開放してはどうかという意見や、 長代理(assistant dean)として責任を持ち、その補佐(assistant) を開講するという、 IDの概要が説明された。質疑応答の中では費用の問題、 に猪俣、米軍との連絡に当たる者はチャプリ LDの運営に当たる教員には、 I.D. の南山・ 今川 が部

となった。これにより、 学での位置づけについて質問があり、なお研究を要するとの要望もなされたが、 日本の学校教育法上の位置づけや、 南山大学の正規の課程との関係があ IDの開設そのものは承認された形 V まいなまま、 I.D.

は発足したのである。

南山大学インターナショナル・ディヴィジョンの開設と終焉 として模索され 帰国後の米国高等教育機関への編入学時に、 容易にするという方策が考案されたのである。 メリカ・ 神言会の経営するアメリカ・カトリック大学と提携 米国 軍 人 カトリック大学の単位とみなすことを可能にし、それによって、その後別のアメリカの大学への編入学を 軍 たの 属を受け入れ、 が、 南 !山大学とアメリカ・カトリック大学とのAffiliationである。(ビ) 英語による授業を実施し始めたLDであったが、 認定されるのかどうかという問題が存在した。こうした問題へ (affiliate) することにより、LDの学生が取得した単位を、 I.で取得した単位 つまり、 が、 南 山大学が 受講 0) 対応 同じ 米 7

ID 受講生の単位の妥当性について、 ク大学のAffiliationプログラムのための質問紙を送付した。これに対してパッへは感謝の意を伝えるとともに、(ミィ) スカラシップ・プログラム局長のウィリアム・フィッツギボン (William E. Fitzgibbon, S.V.D.) であった。(※) 動きは、 ツギボンは、 ラーリ ッへであり、 .向けての手続きが本格的に開始した。Affiliationの推進に当たったのは、 この方策が考えられ始めたのは、 University of California) 史料上はいったん途絶える。 (D 書簡、 カリフ メリカ・カトリック大学では事務局長のディフェラーリ(Roy J. Deferrari)、またシカゴの神言会 およびディフェラーリからフィッツギボン宛の書簡のコピーを送り、 ルニア大学か からアメリカ・カトリック大学へ問い合わせがなされたことを契機に、(ほ) カリフォルニア大学入試課長スピント(H. A. Spindt, Director of Admissions ?らの問 史料からは一九五五年のことと推測されるが、(23) その約一年後、 13 合わせに応じて、 米国帰国後にカリフォルニア大学への編入学を申請した、 パッへに、 カリフォルニア大学スピントから 南山大学側ではチャプリツキーおよび 一九五五年の Affiliation推進 またアメリカ 力 トリ ディ フィ 早 元 ッ の

山大学のブリテン(Bulletin of Information)を送付すると伝えている。 速質問紙への回答を準備していること、およびカリフォルニア大学に対してディフェラーリが回答できるよう、 南

機関、 からないとのことであった。質問書は、大学の目的、入学手続き、教員一覧、 を送り、 ディフェラーリによれば、Affiliationの手続きは質問書に回答するという簡単なものであり、 教育経験、 回答を得た。その回答に基づき、アメリカ・カトリック大学に送付する申請書類も作成された。 課外活動などについての記述を求めるものであった。チャプリツキーは、職階、学位および取得年・取得 担当科目、 授業以外の担当業務、 出版物について回答するよう、南山大学の教員に対して質問 カリキュラム、 図書館・ 費用もほとんどか 研究所、卒

九四九年のL設立にかかわる動きが起こっていたとき、米国連邦教育省からは、Accredited Higher Institutions また、Affiliationへ向けての動きと平行して、「一九五二年退役軍人援護法」の適用に向けての動きも進んだ。一

の、先に述べたように、一九四九年段階でのLI開設の動きは立ち消えとなっていた。一九五五年以降のAffiliation 問題と「一九五二年退役軍人援護法」の適用とが関わりを持つようになったのかは、不明である。だが、 問題に関しても、当初は「一九五二年退役軍人援護法」については触れられておらず、どの時点から、 ブリテンにリストできないことへの代案として、退役軍人の受け入れ機関としての認定についての示唆はあるもの 一九五六

受け入れ機関としての認定申請も行われ、後者については九月一二日に認可が通知された。(タチウ) 受け入れ機関としての認定を前提として進められていた。そのため、Affiliation申請手続きと並行して、 年以降の Affiliationは、朝鮮戦争に動員された者を対象とする「一九五二年退役軍人援護法」に基づく、 退役軍人 退役軍人

リック大学との Affiliationの手続きは、 米軍退役軍人受け入れ機関としての認可が下りたにも関わらず、 ローマの神言会総本部からの認可の留保によって滞りを生じることとなっ 本来の目的であったアメリ カト

南山大学インターナショナル・ディヴィジョンの開設と終焉 ものであった。 することと決定し、 明であ 喜市副学長 理事会の承認および神言会総本部の認可を経た上で実施とする、との条件付で承認された。 要性が薄らいだため、 の写しが南 なされていたようで、これに対して総本部からパッへに宛てて神言会総会の意向を記した文書を送るとともに、 本部に許 理事会で承認を得たもの ア b, /メリ 一可を求めたところ、ちょうど同じころに、 また日本の国民感情も考慮しなくてはならないこと、またその後の状況の変化により、 山大学にも送付された。 ź (S.V.D.) カトリック大学とのAffiliationについては、一九五六年一〇月八日開催の大学評 その旨アメリカ・カトリック大学に通知したと同時に、 から説明された。 この件については注意を要するとのことであった。そのため、 ó, Affiliation手続きの進行を一時保留とすることが、一一月八日の大学評議会で、 総本部としては、 その説明は以下のようである。 ドイツ滞在中のパッへからも、 Affiliationによって南山大学にいかなる義務が生じるかが 理事会での承認後、 パッへにも伝えることとする、 この件に関 Affiliationの申請は当分延期 南山 Affiliationは、 して総本部 大学から神言会総 南 、照会が 翌.日 という Ш 学 沼 袁

ケン神父(Ralph Tyken, S.V.D.) にかけており、 に最後の卒業式を済ませたパ は三月一○日ごろ帰国することが伝達されたのである。一九五七年四月一(32) 年一月一八日の大学評議会臨時会議において、この一月に神言会日本管区長となったヘルマン・ベ (Hermann 南山大学がAffiliationについての神言会総本部からの指示を待っている間に、 Bertelsbeck, S.V.D.) その申し送り事項の中でも、 / ツ ヘ が、 前学長は、 が :南山学園理事長となること、 米国 [の信徒の軍人子弟のために、 LDの今後について言及している。 四月二六日に帰 独 点 し た。 沼澤副学長を学長に任命すること、 パ 南山大学での学位取得が容易になるよう尽 ツ 日には沼澤が学長に就任し、三月二〇 は、 それは、 重大な動きが起こった。 学長退任 米国 0 神言会のラル 間 .際までLDのことを気 ルテル パ スベ フ ッへ学長 九 ツ Ŧi. ク

南山大学での子弟の学位取得を望む米国信徒の期待を背負ったラルフの顔をつぶさないようにするべきだ。米国人 ック大学のディフェラーリからも同様の抗議がなされた。南山大学LDの組織を上智大学のそれに準じたものとし、 力し、Affiliationを推進してきたため、Affiliation保留に対して神言会総本部に抗議した。また、アメリカ・カトリ

のアルフォンス・ハッツェ(Alphonse Hotze, S.V.D.)に担当させてはどうか、という詳細なものであった。 パッへが学長を辞した後、チャプリツキーはその意思に従い、南山大学内でのLDの位置づけを明確にし、

るよう要望する書簡を送った。総本部が、Affiliationについて否定的な姿勢を示していたことは、すでに述べたが、 会宛ての文書で、LDの学内組織としての格上げを要求した。一方、神言会総本部に対しても、Affiliationを許可す Affiliationを推進しようとする積極的な動きを示した。まず一九五七年四月一日付で、チャプリツキーは大学評議

うるとの懸念から、Affiliationを許可するかどうかの結論が出ず、そのまま持越しとなっていたのである。 対して、チャプリツキーは相当に焦りを感じていたものと思われる。 Affiliationを前提に米国退役軍人受け入れ機関の認可が既に下りていたことにより、 これは一九五六年一〇月一二日の神言会総本部の会議で検討され、国をまたいだ形でのAfiliationが問題を起こし 肝心の Affiliation推進の停滞に

に決定し、 なされたため、フーベルト・フラッテン(Hubert Flatten, S.V.D.)とアントン・レンメルヒルト った。米国留学中のアルベルト・ボルト教授(Albert Bold, S.V.D.)からも、Affiliation推進の忠告が沼澤学長宛に Lämerhirt, S.V.D.)各教授らの協力も得て、これについてさらに研究して、神言会総本部への回答を作成すること 神言会総本部からAffiliationの認可が下りないことに苛立ちを感じていたのは、チャプリツキーばかりではなか 評議会には後日結果を報告することとなった。

最終的には、一九五七年七月三日付の神言会副総長クロース(H. Kroes, S.V.D.)から沼澤宛 の書 1簡で、

メリ Affiliation カ カトリック大学ディフェラーリに宛てて、 承認が伝えられた。このことは、 沼澤からチャプリツキー 神言会総長カッペンベルク(Alois Grosse Kappenberg, S.V.D.) に伝えられ、 連絡している。 その後チャプリ ツキー

Affiliationのための申請書類を書き上げるつもりである旨、

承認が

得られたので、

きな これ Affiliation手続き以上の大きな問題となったためではないかと推測され は、 これ以後Affiliationに関わる史料は途絶えており、 そのため、 — 九 五七年初めから秋にかけて、 アメリ カ・ カトリック大学との Affiliationが最終的に結ばれたの 南山大学におけるLD 大学評議会の議事録にも関係する議題を見ることはで の存 在 そのの b 0 かどうかは、 が 問 わ n る 事態が発生し、 定かでは

\equiv 南山大学LDの運営をめぐる諸問 .題の発生とその 対応

I.D. の 一 ___月___ 経済学士号取得可能な単位をそろえてはいるものの、「卒業」に必要な残り一二単位の取得が東京異動によりかな 在しないため、 年夏より在籍していた米国現役軍人のA氏が、 南 山大学が、 ・ため、 学生の 日付で、 卒論と試験によって単位を認める旨提案した。この提案に対して、(3) 問 「卒業」に関わる問題が発生した。ここではその学生を、A氏と呼んでおくことにしよう。 経済学士号を授与する根拠がないこと、 アメリ 題は始まった。 沼澤副学長に対して、 'n 力 トリック大学とのAffiliationについての、 チャプリツキーは、 この提案を拒否する回答を示した。 南山大学「卒業」直前の一九五七年初めごろ、東京へ異動が 沼澤副学長に対して、 学則では専門科目で六○単位必要とするところを二四単位 神言会総本部からの指示を待っていたころ、 南山大学には経済学部 九五七年二月一八日付文書で、 社会科学部長の \mathbb{H} 中 藤 経済学科が 郎 教授は 九五六 決まっ A 氏

五ヶ月を要することになるのであるが、A氏問題を通じて、⁽³⁾ ツキーに対して、単位免除を認める旨回答された形跡がある。しかしながら、学則によらない形で学位授与を認め(キタ) パッへ学長が学位授与を約束したと主張していたようである。これに対して、いったんは沼澤副学長からチャプリ るというやり方に対する、 しかないこと、単位不足を試験によって補うことは南山大学では認められていないこと、 学内からの批判は強かったため、 南山大学におけるLDの位置づけや運営の現状の問題点 最終的に学位授与という形での決着が付くまでに以後 が理由である。 A 氏 は

が浮上することになった。

チャプリツキーは評議会に宛てて、LDの学内組織としての格上げを要求する文書を提出している。この要求文書は シウス・ミラー神父(Aloysius J. Miller, S.J.)が、こうしたプログラムを渡米して研究したのち、 四月八日の評議会資料として開示され、LDの位置づけは、この会議での主要な議題の一つとなった。チャプリツキ ったが、 従来は授業の提供のみであり、履修登録も小牧や守山の米軍のオフィスが取り扱ってきたため、学士号を出せなか 大学で認められなかった例は聞いたことがなく、 伝える効果も期待できるため、 えられる。 がハワイに移転するのみであり、 する検討が本格的に開始されることになった。(二)で既に論じたように、この評議会開催に先立つ四月一日付で、 の説明は、 一九五七年四月に入り、 近い 経済的には一科目につき受講者が三、四人あれば収支は合い、受講生が帰国後に南山大学の良い評価 次のとおりである。この秋から米軍が名古屋付近から撤退との風聞は事実ではなく、第五空軍の本部 将来には、 南山大学の 沼澤学長体制となると、新年度最初の大学評議会である四月八日の評議会から、 米国神言会のラルフ神父を助けることにもつながるだろう。IIの単位がアメリカの ID受講生の減少は考えられず、むしろ組織の改善や広報によって受講者数増も考 「学生」として直接登録を行うことになるだろう。 経済学士号授与は無理にしても教育学士号の授与は可能である。 上智大学の場合は 帰国して国際部 I.D. に 関 アロ

の説明 の部 ては必要単位を取得した場合のみとすれば問題はないが、 て再検討することと決定した。 った議 こ 長 (Dean) 文部省は関知しないとし、 論がなされ、 0 外国 となって運営しており、 人学生も南 IDについて検討する委員会を設置し、 山大学の一般 在籍者数のみ報告の義務を負わせてきてい 評判 の学生と同様に受け入れればよい がよい。 上智大学の場合、 学士号を取得しうる授業を限定する必要は当然ある、 IDの存続の可否や担当者の 外国 vる、と。このようなチャプリツキー (4) [人学生を対象とする部を作ることに のではな 問 このようなチャプリツキー V 題、 か、 経営 学位を望む っ 問 題などに につ

ンネ 検討を行うというものであった。残念なことに、この委員会の議事録は所在が確認されておらず、(4) 際にどのような任務を果たしたのかは定かではない 九五七年五月 これにより、 (Peter Venne, S.V.D.)、木村太郎、 ッツェ、 几 今川憲次の一○名の教授および講師であった。 (49) IIに関する再検討を行う委員会の委員の .日起案により確定したと思われる委員会のメンバー 田中藤 郎 長坂源 人選が この委員会の任務は、 き進めら 郎 稲垣 は、 ħ た。 良典、 パ ウロ 委員の決定は一 船橋興一、 ・チャプリツキー、 I.D 0) 課 程について根本的 田 転 北耕 三転 この委員会が 也、 アル 最 1 終的 タ フ フ オ

確認の上、 あいまいさに起因すると見た。ところが、こうした根本的な問題の解決に向けて、 っ 智大学国際部 沼澤学長は、 みでは処理しきれな II.学生に関わるもう一つの問題が発生したのである。ここではそれを、 南山 13 [大学のIJをどうするべきかの意見を求めると同 A氏問題への具体的対応のみならず、 0 て直接情報収集を図ろうとした。そして、 問題であると考え、 東京の日華文化研究所にいたハッツェに、 IDの位置づけや運営を今後どうしていくべきかを、 高 時 (2⁴⁸) A 氏 問 学長秘書室の瀧田 題 が、 I.D B氏問題として、 の学内での位 沼澤学長が取り組もうとした矢 慎吉に東京出張を命じて 上智大学国 置づけ 見ていくことにし 際部 や運営方法の 南 0) 、状況を Ш 大学

でいる、と回答がなされた。 外国人で聴講生の資格で南山大学に設けられた科目を履修する者を、学内の取り扱いの便宜から、IDの学生と呼ん い合わせがなされた。これに対して、南山大学藤木敦實教務部長(文学部教授)は、B氏に対して正式の入学許 Division」とは、学校教育法で定められた大学の課程かという問い合わせがなされた。この問い合わせに対しては、(®) 日付で、文部省から今度は、法務省入国管理局から送付されてきた書類の写しを添付の上、「International は与えていないが、一九五四年五月より六月までの二ヶ月間、 可しているのならその選考方法、入学する学部・学科・学年、保証人の住所・氏名・職業を回答するようにとの問 行きの査証発給を申請したことに始まる。これについて、一九五七年八月二〇日付で、文部省から南山大学教務課 それは、 法務省入国管理局より、 一九五四年にDに在籍していたことのあるB氏が、 B氏の入国申請を許可してよいかの問い合わせが文部省にあったため、入学を許 LDの聴講生であった旨、回答した。回答後の九月四 南山大学の入学許可を得ているとして、 米国で日本

で規則案が作成された。(54) 規則や、 れば、B氏問題はID学生の「入学」手続きに関わる問題であった。文学部教授直井豊が、 明確にし、その運営を透明化する必要性が高まった。A氏問題がID学生の「卒業」判定に関わる問題であったとす こうして、文部省からの問い合わせに対しては当座の回答で済ませたものの、いよいよ学内的にIDの位置づけを 特にII在学生を念頭に置いた外国人学生に関する臨時措置内規の制定に当たり、 外国人学生全般に関する 九五七年九月一二日付

部長や教務部長の関知しない入学許可証明などの発行を防ぐために、L関係の公文書はすべて教務課を通じて行う 九五七年九月一七日の大学評議会では、LDの教務関係事務をチャプリツキーの担当から、 教務課に移管し、学

K

れた。 を設ける必要性や、 別案に対しては、 ては継続審議となった。 まずは、 という学長報告がなされた。 本科学生として入学を許可するために委員会を設けて選考することが決定されたが、 名称を この規則と学則との関係を明確化する必要性が指摘されたほか、 「国際部」 ではなく「インターナショ また、 直井 の立案による ナル・ 「外国 ディ 人学生に関する規則 ヴ イジョ 米国軍人については例外規定 ン」とすることなどが 案 が 規則その 議され 議

題 科目二 学になら の関知していなかった事項を既定の事実として取り入れようとしている点、 わらず、 くされた。 の指摘を受ける危険性があり、 政 議で指摘され 九五七年一〇月二一 府や出先機関の委託生、 一四単位とすること、 修正案はII学生についての例外規定を盛り込もうとしている点、 というのも、 また在学中 た学則との 審議に値しないとされたためである。 そもそもこの規則の目的は、 日開催の次の大学評議会で、 の I.D 学生の 一 という三点を修正点とした。 関係につ または このような例外規定を設けることは、 日本国の入国許可を得たものであるとする原案の条文を削除すること、 ſλ 般的 て明記すること、 理 解に基づき、 直井は規則案の修正案を提出した。 外国人学生を正規の学生として取り扱うことであるに しかしながら、 入学者の資格として学則の定める入学資格を持ち、 学士号取得に必要なD学生の最低在学年数を一 審議 I.問題をA氏問 南山大学と米軍との約束という、 例外規定を設けることで文部省 の結果、 直 題 .井の修正案は撤回を余儀 そこでは、 の発生以前 前 に後退させる 口 年 評 から 評 もか 上智大 議 議 専 間 玉

というの

が、

実情であった。

一九五七年一二月二日開催の大学評議会では、

る内規を設けることとし、

九月

一二日付の

- 外国人に関する規定案」については、

r J

くつか

0

修

ゃ

削

除 0)

を行う

だが、

米軍との契約や受講

生が在籍してい

る現状をふまえると、

I.D.

の存在

を前に

提とす

る規則

を設

けざるを得

米国現役軍

人につい

ては特別 正

扱

ŀλ な ものである点で、

ことで可決した

I.運営委員会が一○月二三日に開催され、(5) 知徹底する必要性を感じ、これを教務部長に命じた。LIでの最低在学年数と最低取得必要単位数を確定するために、「®) 削除された部分を中心に内規が作成され、 門単位として南山大学で取得しなければならない、とするものである。その際、米国軍に軍籍を有する者とは現役 とすれば問題を生じないとの合意を得、学長の指示に対する報告書が作成された。米国軍に軍籍を有する者に限っ 長・学生の専攻する学科目の学科長、その他の教職員からなる「インターナショナル・ディヴィジョン運営委員会」 規では、米軍の委託を受けた者のために特別学科としてLDを設け、その運営には、各学部長・教務部長・学生部 ては、卒業に必要な単位を一二四単位 最後に、ID学生の取り扱いについては、外国人学生に関する規則の作成過程で内規を作成することとしたため、 規則の作成と平行して、 退役軍人は含まないこと、専門単位とは、専門科目中の専攻科目のことを指すとの合意がなされた。 沼澤学長は、当時在籍していたID学生に対して、 (うち体育科目四単位)とし、そのうち卒業論文四単位を含む三○単位は 一九五七年一二月九日開催大学評議会で報告され、了承を得た。この内 転勤の多い軍人が学士号を取得する便宜を考えて、専門科目を三〇単位 南山大学での卒業所要取得について周

のが、 とした数名によってなされている、という不満や不信感が、委員の間ではくすぶっていた。それがあらわになった(6) 設けた形へと変化した。 こうして、LDの運営は、チャプリツキーを中心とした数名の学内関係者がもっぱら行うものから、 九五九年初頭のことであり、LDの抜本的改革の必要性が改めて提起されることとなった。 しかしながら、その後の運営は必ずしも円滑ではなく、依然としてチャプリツキーを中心 専門委員会を

が当たることと規定した。

四 南山大学LDの抜本的改革とその終

は、 当してい I.D. D.運営委員会が十分に機能していないことに、 の運営は、 た64 九五八年末段階でLD運営委員会委員長であった、(GE) 委員会組織によって行われるようになったものの、 いらだちを募らせていたようである。(66) 文学部長エルヴィン・ 米軍との交渉は依然としてチャプリ ヤ Ì ン教授 (Erwin Yahn) · が担

との ID運営委員長である自分には、 六月をもって廃止したい。もしIDを存続させるとすれば、 することを目的として、 委員会が期待された機能を果たし得ていないとの ていることを問題として指摘し、 る見込みもないという状況である。こうした外国人学生を教育する機関として現在のDは不十分であるため、 上智大学が実例を示し、 付資料に即した提 はず)不満が述べられた。続く審議の中では、 九五九年一月二六日開催の大学評議会において、 Ó 局 0 関 |孫者も、 案理由 IJ運営委員会よりもさらに強力な委員会を、 文部省もこれを認めている。 は、 I.D. 0) 次のようである。 外国人学生の扱いに関して何の権限も与えられず、チャプリツキー 運営の実態につ 入学に当たっての書類に自分は目を通したことがなく、 I.)運営委員会の委員も、 1 つまり、 認識が共有され、 てほとんど状況を把握できてい ヤーンは、 しかし、 外国では日本のLIに相当するものは存在しないはずだが 再編成が必要である、と。 名古屋では軍人がほとんどおらず、 I.D. の 廃止、 外国人学生全般の問題を正式にかつ公正 学長が設置 また経理部長、 ないしは再編成の必要を提案した。 (67) |することが決定された。 (®) ない また、 人事部長などLI運営に関 旨 の意見が まったく相談がなかった 口頭での補足説明では 相 が一人で処理 将来的に増加す 次 に処 I.D 本年 運営 添 す

米国軍人を含む外国人学生の本学在学に関する問題全般について根本的に研究し、

「外国人学生に関する研究委員会」

の設置が、

九五九年一月二六日付で起案された。

その適切

妥当な取り扱

職能とし

い方法

52

パウロ・チャプリツキー、 を立案し、 大学評議会に報告するというものである。委員会は、委員長としてエルヴィン・ヤーン教授、委員には アルフォンス・ハッツェ、ペータ・フェンネ、 直井豊各文学部教授、 および

長坂源一郎各講師、および稲垣良典助教授が任命された。

がら、 また、この規則が民間人(civilian)については言及していないと述べた。ヤーンは、 I.学生に関する 委員であった。 教大学の例の紹介、 入学している外国人学生は、「暫定的(provisionally)」に許可して入学させているとして譲らなかった。 国人は入学させるべきではないと主張し、チャプリツキーと真っ向から対立した。チャプリツキーと直井は、 いに対して、 外国人学生に関する研究委員会は、 I.D に は、 チャプリツキーは、 根本原則の確立が必要であることではおよその合意が得られ、そのためのLDの現状確認や国際基 「外国人に関する臨時措置内規」に従えば、 最初に委員長ヤーンより切り出されたのは、LOの現状、 卒業証書授与の問題などが議論された。最終的に、委員会の続行が決定され、 当初から「家族 (dependents)」も含まれていたと回答した。チャプリツキー 第一回の会合を一九五九年二月四日に開催した。 米国軍人に限定されるのではないかというヤーンの 特にその在籍資格に関わる問題であった。 現行の規則では、一 出席者は伊藤を除く七名の この会議は終了 しかしな 般の外 現在

活動についての意見」を提出するとともに、 に討議すべ 実行に移したいとの意向を伝えた。この意見書は、二月四日開催の委員会の状況をふまえ、特定の委員に発言が偏 二月四日の会議終了後、委員の一人であった稲垣は、委員長ヤーンに当てて「外国人学生に関する研究委員会の に議論ができるよう、 「き重要問題を包括する質問書を送ることを提案するものであった。これには、 また大学評議会に対して、 学長秘書室にも提出して、ヤーンも同意見のため、 この 問題の審議に必要な資料を提供するため、 質問書の試案も添えられ 意見書での提案を 各位委員

現状を擁護する発言も見られたものの、

基本的には現状に問題が多く、

手続きの透明性の必要性がある点で合

意が得られた。

最後に、

委員会は任務を果たしたとして、

解散を学長に進言することを決定した。

策上のものでなければならず、 てあった。 そして、 Dの賛成者も反対者も自分の主張の正しさを確信しているため、 大学の態度を速やかに明確にする必要があると付言されていた。 (2) この 問題の今後 0 政

委員の 意見として学長に提出すべき事項の審議手順を確認した後、 このときの出席者は、 垣のこの提案に基づき、 回答が寄せられた。これらはヤーンによって集約され、 ハッ ッエ、 ヤーンは 伊 藤を除く六名であった。 九五九年二月六日付で、 まず、 審議に入った。 委員会の各委員に対して、 九五九年三月一九日開催の委員会で審議され ヤーンより、 議論では、 回答の概要が述べ I.D.運営に直 質問 られ、 接携わる直井 委員会 後日各

員会の 学内での位置づけの に対する質問 国人学生 外国人学生に関する研究委員会の結論の報告は、一九五九年三月二八日開催大学評議会においてなされたが、 論 の取り扱い は、 書の回答の概要をまとめた資料を添付して、 0 明確化、 の提言にまとめられ、 については規則制定の必要もあるため、 学長任命によるより強力な組織体制、 IDは維持されるべきではあるが、 沼澤学長に委員会の結論を報告した。この報告書での委 審議は次回に延期とされた。その後、 より厳密な入学許可・ その運営については、 履修登録 コ ヤーンは、 単位 スト 付与・ の考慮や 委員 外

って不定である状況を解決するため ヤーンとチャブリツキ てで I.D学生のi しあっ 取り ^扱いが審議されたのは、 ま ず、 j 直 0 |井豊から、 間で、 IDの運営に関して意見の一致が得られなかったため、 の臨時措置を取るという提案であった。 六月一 それから二ヶ月以上のちの、(で) 五. 一日開 催 0 「外国人学生に関する委員会」 一九五九年六月二二日開 その内容は の報告がなされた。 受講者の身分が長期にわた 暫定的に勉学を認めてい 催の大学評議会にお

業判定の手続きの

確立、

良質なコ

1

スの

提供というものであった。

に対する臨時措置として可決された。 が当たるものとすること、学士号を得ようとする者は、日本語の講義を理解するに足る日本語の知識がなければな らない、というものであった。審議では、この措置に対する疑義も提起されたものの、この提案は在学中のIJ学生 より学部学生として認めること、 た外国人学生の単位を南山大学の単位として認めること、これらの学生のうち希望するものは、一九五九年度九月 外国人学生の指導は学長秘書(Secretary General of the Office of the President)

んその幕を閉じたのである。 れることになった。一九五三年一○月の開設から六年ほどにわたって運営されてきた南山大学Dは、ここでいった こうして、当時IDに在籍していた外国人学生は、 正規の学生として南山大学の組織に組み入れられる措置が

受け入れる機関として再編されたLiは、その後もしばらく存続したようである。(®) チャプリツキーに代わり、ハッツェが新たに学長秘書としてLDの担当者に任じられ、 厳密に米国現役軍人のみを

制 I.D 園史料室に保存されている、ハッツェ体制となって最初のものと思われるIDのコース案内のガリ版刷り文書は、 についての手がかりをいくつか与えてくれる。 (81) 「ッツェ体制の下で、IDがどのように運営されていたのかは判然としない点も多いが、 南山大学史料室や南山学

LDで開講可能なコースのリストや担当者、開講曜日時間帯、 accredited by the University of Maryland.")として、米国を離れて日本に滞在する間も大学の単位を取得する機会 を提供するものであるとしている点である。メリーランド大学による認定などが大学評議会で審議された形跡がみ 一九六〇年一二月五日付で完成し、米国現役軍人に配布されたと思われる、一九六一年春学期のコース案内には、 「これらのコースは、すべてメリーランド大学によって認定されています」("These courses are all 費用、最低受講者数が記載されている。 注目すべき点

たの

のでは

ないかとも考えられるのである。

か ら⁸² られ たのでは ないことから、 新 制 I.D. か、 はメリーランド大学極東部と乗り入れる形、 と推測される。 新制LDは南山大学の教員が授業を担当するもの また、 一九五〇年代に小牧でメリーランド大学極東部が授業を開 ないしはこれを肩代わりするような形でコー の、 大学組織 の外に位置づけら 講してい れたも スを提供し たこと

学校 Ш することになった一九五九年には、 ツェと直井が当たることが決定されている。こうしたことをふまえてこの一文を解釈するならば、(33) welcome you to join our Nanzan International School.") という一文である。 ッツェ 大学が実態として行ってきたにもかかわらず、南山大学の中での位置づけが曖昧な状態にあったこれらの まひとつ注目されるのは、 (Nanzan Campus Grade School) の担当の下に置かれ、それらをNanzan International Schoolと称したのではないかと推測される。(3) コース案内の最後の段落にあ 同年から翌一九六〇年まで一年弱にわたって南山大学に置かれ の校長をハッツェとすることや、 る、 南 Ш 一般向けの夜間英語コー 国 際学校へ I.D.が再編成されて、 の 参加を歓迎します」("We スの た、 I.Dをはじめ、 ッ ッエ 運営にハ 南 Ш 組 が担当 玉 織 南 ッ 小

おわりに

ここまで、 南山大学LDの開設から終焉に至るまでの、主として制度的な側面をめぐる諸問題に焦点を当てて、そ

の変遷を見てきた。

戦後日 南山 出大学LDや、 本の特殊な状況のもとで営まれた、 同様の教育機関として発足した上智大学国際部は、 特殊な教育機関であったのは事実であろう。 連合国軍による占領および米軍の しかしながら、 駐留という、 これらの機

関は、 日本の高等教育史にとって、 より一般性のある重要な意義を秘めてい る

だが、 あろう。 本の高等教育においては、 が米国軍人などの の大学間 南山大学LDとは、 |智大学国際部について高祖敏明が論じているように、 その意味で、 九五〇年代という時期にあっては、 の編入学制度や単位互換制度といった、多様な学びの形態を保証するような制度的基盤が整えられてい 「正規」 I.D. は、 外国人教員や海外留学経験のある日本人教員を多く抱えるという特色を生かして、 今日でこそ、 の学生ではない 今日的な大学開放の形態を先取りしたものであったといえよう。 多様な入学試験制度や外国人留学生別科、 人々に対しても、 そのような多様な学びの形態は、 LDを大学開放 多様な教育機会を提供しようとする試みであった。 が の 一 事例とみなすことが、 おそらくほとんど想定外であったで エクステンション部門、 その一 南山大学

しかし、

単に大学開放の先駆的な事例であるというにはとどまらない。

その先駆性ゆえに、

のは、 ンが重 Lは制度的基盤を欠いたまま、 当時の米国の高等教育の状況に照らして、 教育機関であった。 の構成員のうち誰を に対して本質的な問いを提起するものであったといえる。それは、 である。 一要な意味を持ってい のシステムである。 まさに第 南山大学LDの意義は、 これらを制度的に保証するのが、 二次世界大戦後の時期であった。 したがって、IDという特殊な教育機関に必然的に生じざるを得なかった諸問題は、 「学生」と呼びうるのか、 か る。 85 日本の高等教育とは異なり、 そのアクレディ 実態のみが先行した形で存在した、言ってみれば、日本の高等教育の中の米国高等 日米の高等教育の狭間に置かれた人々を通じて、 チ テ 何をもって「単位」や「学位」を取得したとみなすのか、 ヤーターリ この時期、 1 ショ ンの 米国の高等教育においては、 ング システムが、 米国では、 (設置認可)、 そもそも日本の大学の 「退役軍人援護法」 米国で今日のような形へと確立してくる およびアクレディテー とりわけアクレディテーショ 「課程」 当時の日本の高等教育 施行のもとで、 とは シ ある意味で、 3 何 とい か、 (資格 · う 問 大学

育機関 は多数の非 、伝統型の学生を抱えるようになるという、 大きな変化を経験してい たの で

南山大学インターナショナル・ディヴィジョンの開設と終焉 America.")。 か86 学基準 機関での、 の監督下にある日本の高等教育機関の一部である南山大学が、 であったとのみ、 を眺めたとき、 0 admission into courses of higher learning in accredited institutions of higher learning in the United States entrance requirements for admission to the above courses which are equivalent to the entrance requirements for 基づき、 定を通知した文書の、 て資格認定する機能を果たしていた、 Japan, a part of the higher education of Japan under the supervision of the Ministry of Education of Japan, has 教育 そして、 問 協 ように南 会が なされたものである」 題の本質に、 高等教育の課程履修のための入学要件と同等の、 「退役軍人援護法」とアクレディテーションとが、 設立された背景として、 「退役軍人援護法」 出大学I.D 見るべきではない。 次のような一文は、 アクレディテーション問題があったということを、 の開設と終焉の過程を見てくると、 ("This determination has been based on the fact that Nanzan University, Nagoya は単に退役軍人に関わるもの、 との推論が可能となる。 むしろそれは、 米国の高等教育自体が当時経験していた変化や、 まさにこの推論を裏づけるものであろう。 米国外の教育機関を、 占領下の日本で、 学位課程履修のための入学要件を有するという事実に I.D. の アメリカ合衆国の高等教育のうちの資格認定された 密接な関わりを持つものであるという観点からLD 単に退役軍人受け入れ機関の認定に関 「退役軍人援護法」 考慮に入れる必要があるのでない 米国の教育機関と同等の教育機 アクレディテーション機関として大 「この決定は、 の適用対象機関としての 米国外に滞在してい 日本の文部 わるも た軍人 だろう 関とし

る日米高等教育関係史研究に資する作業となるであろう。 E山大学L の実態のさらなる解明は、 日本高等教育史研 究 米国高等教育史研究、 およびとりわ け占領 期 関 わ

(一)」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年。(1) 高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編成

- 三一頁。

- (2) 木村宗男編『講座日本語と日本語教育一五 日(2) 木村宗男編『講座日本語教育」(一八三頁 二一一本語教育史年表には、「上智大学日本語集中講座開催」が言及されるとともに、同書所収の窪田富男
- 大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第五巻、格を異にしていたことには注意を要する。早稲田国際交流のための機関である「国際部」とは、性部と、たとえば早稲田大学国際部のような学生の「国際部」を称する機関であっても、上智大学国際

九九七年を参照

「国際部」などの名称が挙げられている。ただし、

- 援政策』東信堂、二〇〇六年、五〇頁。(3) 犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支
- (4) 「退役軍人援護法」とは、軍人が除隊後の教育(4) 「退役軍人援護法」とは、軍人が除隊後の教育期練の費用や生活費を米国政府が補助することを南山大学Dは朝鮮戦争に関わる「一九五二年退役南山大学Dは朝鮮戦争に関わる「一九五二年退役本人援護法」および「一た五二年退役軍人援護法」が、上智大学国際部は、第二次世界大戦および朝鮮戦争の両方に関わる法律(「一九四四年退役軍人援護法」とは、軍人が除隊後の教育も、「退役軍人援護法」とは、軍人が除隊後の教育を、「以びびびびびが、「はいびであり、」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除隊後の教育を、「している。」とは、軍人が除る。「している。」とは、「している。」とは、「している。」とは、「している。」とは、「している」とは、「している。」とは、「している」とは、「している」とは、「している。」とは、「している。」とは、「している」といる。」とは、「している」とは、「している」とは、「している」とは、「している」とは、「している」とは、「している」とは、「している」といる。」とは、「している」とは、「している」とは、「している」といる、「している」といる。」とは、「している」といる。」といる、「している」といる、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる。」は、「している」といる、「している」といる。」は、している、「している」といる。」は、「している」といる、している。」は、している。」は、しているいる。」は、している。」は、している。」は、している。」は、している。」は、しているいる。」は、している、している、している、しているいる。」は、しているいる。」は、しているいる。」は、している。」は、しいるいる。」は、している。」は、しているいる。」は、しいるいる。」は、している。」は
- カの大学基準成立史研究』東信堂、二〇〇三年。東信堂、一九八四年、および、前田早苗『アメリ(5) 金子忠史『変革期のアメリカ教育―大学編―』

Division, 1954, 南山学園史料室所蔵、を参照

(6) 田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』大

学基準協会、一九九五年。

(7) 一九四九年一〇月一八日付、パッへからUnited States Office of Education, Washington D.C.への

「S.V.D.」は神言会員を意味する。なお、この書簡書簡の草稿、南山学園史料室所蔵。人名の後の

がある。南山大学はこの年(一九四九年)に文学して、大学院コースとしての認定をも求める記述学・民族学の大学院レベルの授業も提供しうるとの草稿には、大学レベルの授業のみならず、人類

開学後間もない時期の大学院構想を示す史料とし課程が設置されるのは一九五八年のことであり、部一学部のみで開学したが、人類学の大学院修士

ても注目される。

8 間 イ 情 や英文学を教えた経験が 報 タリア人 日本占領と教育改革』 教育局 0 E 起 デ ĺν 用 ざれ レ は、 た人物 勁草書房、 あ 戦 ŋ, 前 であ 期 知 日 0) 帝 一九八三年 た。 派として民 玉 大学で英 鈴 木英

五三頁参照。

彼は

のち

0 0

九

五

年

か

ら約三年間

にわたり、南山大学文学部教授を務めた。

(一)」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年(9) 高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編1オプトードレフ会で含まれて矛より

れまで開講されていた上智大学公開講座のうちの七頁を参照。それによれば、上智大学においてそ(一)」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年、

援護法 語学講座 が、 の適用を受け 米国退役軍人管理局 て、 九 四 九 か 年 5 0) 「退役軍· 春、 在

米軍関係者に単位や学位取得を可能とするものと

Division)」と命名されている。「南山大学インター「上智大学国際部(Sophia University Internationaして組織化され、同年秋学期の開始時ころからは

くこれに倣ったものと考えられる。ナショナル・ディヴィジョン」の名称は、お

宛の文書、南山学園史料室所蔵。

 $\widehat{10}$

九 四

|九年

一一月三〇付、

ラッ

セ

ル

より

パ

ッヘ

(□) "The Parleys Being Held to Open Japanese
University in Nagoya to Americans", Nagoya
Nugget, Nagoya Air Base, Nagoya Japan, 7

60

November 1949, 南山学園資料室所蔵

12 はその筆跡から、 南山大学史料室所蔵、 一九五三年九月一四日付、 南山大学事務職員瀧田慎吉氏に I.D./Box5。なお、このメモ 打ち合せ会のメモ。

(13) 一九五三年九月一八日付、 宛の文書、 よるものと考えられる。 南山学園史料室所蔵。 パッへから木村太郎 I.D.の開設日は

> ことが確認できる。 その家族や、民間人、

> > 聖職者なども在籍していた

- となっている。 October 」とのみ記されおり、 日付はブランク
- 14 International Division Secretaryであった。また、 所蔵、I.D./Box5。 I.開設に関する事務的史料は、 なお、L.開設当初は、今川が 南山大学史料室

用いることとする。なお、「Affiliation」の性格に たことをふまえ、ここでは「Affiliation」の表記を

(15) ただし、この時期の文学部教授会の議事録 は所

で修士号取得後、南山大学に着任した。

猪俣は、

一九五三年にアメリカ・カトリック大学

16 ことができていない。 一九五三年九月二九日開催大学評議会議事録、 が確認できないため、 パッへの発言は裏付ける

> 史料からは、 続したと考えられるが、受講者の成績原簿などの 学史料室所蔵。 - International Divisionの設置について」、 米国現役および退役軍人のみならず、 以後IDは、一九六二年ごろまで存 南山大

17 ないしは「アフィリエーション」と表記されてい でも問題になっており、ほぼ一貫して「Affiliation」 「Affiliation」をどのように訳すかが大学評議会

○月八日開催大学評議会議事録、「米国ワシントン 注意する必要があるとされている。 であるとして、公式文書に発表する際には訳語に 属関係」ではなく「好意的協力」を意味するも ついてのチャプリツキーの説明では、これが「隷 一九五六年一

行ふことについて」、 市アメリカ ・カトリック大学に Affiliationの申請を 南山大学史料室所蔵を参照。

工

ラー

IJ

0)

書

簡

コピ

1

南

·山学園·

|史料

18 プ チ 5 キ Vi 南 Affiliation 7 ツ 大学で認めら Ш ヤ 0 キ X プロ プリッキ 問 学園史料室所蔵 宛 1 1] 九 か 0 V Ŧi. の 力 グラ 書 合わ Ġ 書簡 Ŧī. 0) 簡 年 可 i 力 Ĺ ħ で、 せの 問 には、 能性を探ることが論じられてい に別送されることが記述され 1 る 局 Vγ 月二 かどうかについ 南 書 1) 合 長フィ Ш わ (ただし、 ッ 簡 Affiliationにかかわ 八 大学での せに対する回 は ク 日 ッツギボン 所 大学と 付、 在 が チャプリ 神 取 確 得 言 7 南 認できて 0 か 会 単 |答 Ш ス 位 5 ĸ 大学と カ る資 チ チ ツキー が お ラシ ヤプ ヤ 米 7 Vì プ 玉 7 る。 ij 0 お が な か 0 ッソ

> 文部 <u>寸</u>

制 機

度的

関 機関

係

0

目を分担した

持

関、

相 項

互

一の協

力、

財

政

的 主

地

位

1

IJ

1 省との 私立の

法

一『米国

教育使節

団

0)

研究』

玉川大学出

は

 $\widehat{20}$ 教育使節 教 育 (T) デ 改革 第 イ フ 匹 Ö エ 寸 委員会に ラー の ために米国 メンバ IJ は、 属 1 し、 . の — [より 第一 報告 人として、 一次大戦終結後、 派遣され 書 執 筆 た、 0) 高等教 際 ア K H メ は 育 1] 本 公 担 カ 0

版 エ T クス メ 部 IJ 'n テンシ 九九一年を参照)。 力 1 日 リック大学アフィリ ン 委員長 (Chairman of 九五六年当 エ ーショ 時、 彼 the

Catholic University of America) Committee of Affiliation and Extension, であった。 また、

り

この

書簡

と同

じファ

イ

ル

ľZ

アメ

ź

力

1

ij

ク大学の資料が保存され

ている。

また、 ij

おそら

くが、 とい Affiliation問題をめぐって動いてい 輔 うのも、 仁大学に 神言会が革命以前に運営していた中国 輔 在 籍 仁大学では してい たことは 一九四六年のごく た神言会員 注 \exists こされ よう。 短 0) 北

九 五六年二月 兀 日 付、 スピ ント より デ 1 フ

19

所

I.D./Box7)°

Affiliation冊子が保

存され 力

てい

る

南

山大学史料

室

京

n < ツ

る、

T

メ

ij

カ

1

リック大学のProgram

九五六年

. О

やりとりで送付され

たも

Ō

と思わ

間 米国 軍 人を聴講生として受け入れていたこと

が おったためである。『北京師範大学校史 一九〇

二 - 一九八二』一九八二年、 北京師範大学出版社

四六頁参照。 なお、 神言会員の北京輔仁大学で

0 中 を参照 附 ·国社会出版社、二〇〇五年、 録 一「北京輔仁大学院系建制暨領導人名録. 七五三 - 七七四頁

員会編

『北京輔仁大学校史

在職状況については、

北京輔仁大学校史編輯委

24

一九二五 - 一九五二

21 パ ッへ宛の書簡、 一九五六年二月二七日付、 南山学園史料室所蔵 フィッツギボンから

ギボンへの書簡、 南山学園史料室所蔵。 なお、 南

山大学の英語版ブリテンの作成は、

22

九五六年三月一二日付、

パッへからフィ

ツ

ツ

〇日となっている。

南山大学史料室所蔵のものに

カ ・ れ カトリック大学との Affiliationへの言及はなさ 承認が得られているが、 この審議ではアメリ

〇月二四

日開催大学評議会で、

パッへより提案さ

九

五.

五年

"Re: English Version of the Nanzan 九 五 五年一 〇月二四 H 開 催 大学評 26

議会議事録、

n

7

ない。

23 University Bulletin", 南山大学史料室所蔵を参照。 一九五五年一月二八日付、 フィ ッツギボンから

チャプリキーへの書簡 前掲

されており、この件に関する問い合わせが複 こには、 大学史料室、I.D./Box7に残され 員のリスト、 質問紙を送った、 一九五八年一月二九日付の回答 および教員から回答の個票が、 あるいは質問 てい 紙を回収 る。 なお、 部も残 L た教 南 回 Ш

(25) まとめられた回答の日付は、一九五六年九月二 にわたって行われた可能性を示唆している。

五八年のデータを付け加えようとしている様子が は、朱が入っていると同時に、 一九五七年や一九

あり、 K 「Affiliation 1958」付されているところを見ると、 かかわるものではないとも推測される。 九五六年から翌年にかけて動いたAffiliationのみ またこの史料の保存されているファイルが

一九四九年一一月三〇日付、 米国連邦教育省高

袁 等 史 教育局 科室所 長ラッ セ ル か 5 パ ッヘ 宛 0 書 簡 南 Ш

学

(27) 一九五六年九月一二日付の米国Vocational

五二 か Congress)」に基づくコースの提供の認可の要求に か わ 年 る決 退 役 定のチ 軍 人法 ヤ (Public Law プ IJ ツキ 1 宛 550, 7 0 82nd 通 知

("DETERMINATION CONCERNING THE REQUEST FOR APPROVAL UNDER THE PROVISION OF

見られない。

PUBLIC LAW 550, 82ND CONGRESS, OF CERTAIN COURSES OF INSTRUCTION OFFERED BY

NANZAN UNIVERSITY, NAGOYA, JAPAN",オリジナ

それ 13 館 付 転送されてい で 書簡でなされており、 によれ 九 五六 ば、 年 八月 る。 認 可申 申 一請時 F請は 日 付 で米 じ これは東京の 一九五六年七月二五 提 出 玉 退 したと考えら 役 軍 米国 人管 |大使 理 ń 局 \mathbb{H}

る

類

0)

コ

L°

1

0

部

が

南

Ш

大学史料室に残され

29

九五六年

月

八

日

開

催

大学評議

会議

事

録

この 考えられる。 続き自体もそれほど複雑なものではなかったとも のうちに認可 V してきた情報 までI.Dのカタログ 7 る。 V 認可申請 る また、 が これら なお、 が、 七月二五 が下りてい で、 作成やAffiliationに 十分に対応できる ú 大学評議会で審議された形跡は 科 一九五六年の史料を見る限 一日付 Ï ることから、 0 概要が の申請で二ヶ月足ら 主 内 関 一であ おそらく手 容となっ わって収 り、 そ

28その った。 ŋ 休暇を兼ね 史料室所蔵。 Affiliationの申請を行ふことについて」、 米国ワシントン市アメリ (「南山大学二五年譜 間に学長代行となった 九五六年一〇月八 7 なお、ちょうどこの時 九五六年七月九 日 0 開 カ 0 南 催 が 山大学史料室所 大学評 カトリ 日 より 沼 期、 澤 議 ッ 帰独 副学長 会議 南 ク大学に パ ッへは Ш 事 (蔵)、 してお いであ 大学

てい 0) れ 長クロー ょ 澤副学長が言及した、 について」、 アメリカ・ 簡 時 ている 期、 に、 南 ないが、 山大学に送付された文書は所在が 南山 ス(H. Kroes, S.V.D.) (南山大学史料室所蔵、I.D./Box7)。 南 カトリック大学に Affiliationの件申請 この経済学部設立の要求に対して、 山大学史料室所蔵。 神言会総本部からパッへ から沼澤学長 なお、ここで沼 確認でき お

部からLに関する文書が送付されたことが言及さ での南山大学の拡大路線に総本部からの歯止めが 言会総本部が否定的な姿勢を見せるなど、それま 一九五六年一〇月一七日付で神言会総本 九五七年七月三日付の神言会副総 神 の

われる。

た、そうした問題の一

部を構成していたように思

られているが、こうした史料からは、

30 は、 か けるものとして理解することができよう。 I.開設直後にI.運営に向けて、 九五七年一月一八日開催大学評議会臨時会議 南山 大学史料室所蔵。 なお、 チャプリツキー この会議

部

の姿勢も、

一つにはそのような路線に歯止めを

かかるようになっており、

Affiliationに対する総本

いては、 ことも問題にされている。 General) :パッへにより任命された、学長秘書 その大学経営方針が問題とされたと考え の職が、 大学の職制に存在しないという パッへ学長の更迭につ I.問題もま (Secretary

が

31 32 山大学を財政的に支援してきた人物である。 ルフ・タイケンは、米国での募金活動を通じて南 に書かれている(南山大学史料室所蔵)。 付資料に、パッへ学長の申し送り事項として詳 一九五七年四月八日開催の大学評議会議事録添 「南山大学二五年譜」、 南山大学史料室所蔵 なお、 細 ラ

33 蔵。 Nanzan International Division",南山学園史料室所 学評議会宛て 一九五七年四月一日付、チャプリツキーより大 なお、 この文書は、 (沼澤学長経由)、"Raise of status of 九五七年 应 |月八 日 開

大学評議会添付資料とされている。

 $\widehat{34}$ 書 簡 で、 九 Ŧi. チ 七 r 年 プリ Ŧī. 月 **ツキ** \bigcirc H 1 付 は 神言会総長アロ および 分六月 イ H ・ス・ 付 0

に 力 対し、 ッペンベル Affiliationの認可を要望している。 ク (Alois Grosse Kappenberg, S.V.D. 南

山大

学史料室所蔵、 I.D./Box8°

35 シ 背 とに対し、 的 \bigcirc 議 景には ガ 状 飛行機予約 口 米軍 1 ン大学と早 況があっ マの神言会総本部が、 基地闘争などが頻 当 早大生からの反対運 がを取消、 一時 た。 稲 0 例えば、 日本にお 田大学が す 早大問 提携を結ぼうとしたこ 発してい ける反核 Affiliationに躊 九五六年九月にはミ 題 動が起こって たという政治 運 ミシガン大学 動 労 躇 した r V 働 る 争

教授」『朝日新聞』一九五六年九月一 Affiliationの手続き延期を伝える一 九 兀 五. 日朝刊など)。 六年一 0 月

プリ 日付 ツ 羊 1 のディフェ はこの 事件に言及し、 ーラー ij の書簡の中で、 Affiliation推 進に チ ヤ

慎

な姿勢を見せてもい

九五六年

__ O 1

0

H 重

付

チ

ヤ

プ

ij

ツ

É

1

j る

いりデ

イ

フ

エ

ラ

IJ

0

月三 $\widehat{40}$ 11 たも 九五 のと推測される。 七年二月二一日

簡 南 Ш 学 園 史料 室 お ょ び 南 Ш 大学 史 料

室

書

蔵

36

九

五

七

年

六

月

五.

日

開

催

大学評

議

会臨

時

会

議

議

事 録、 ーアメリカ カトリック大学との Ź ラ イ IJ

1 ショ ンについ て、 南 Ш 大学史料室 葄 蔵

37 か Ġ 九五七年七月三日 沼澤学 長 宛 0 書 簡、 付、 南 神言会副 Ш 大学 総長 史 料 ク 室 口 所 1 蔵 ス

I.D./Box7

 $\widehat{38}$ 書簡、 アメリ 一九五七年七月 'n 南山大学史料室所蔵、 カトリッ 二日 ク大学ディ 付、 I.D./Box7 チ ・フェ ヤ プリ ラ ツ 1 1] キ 宛 1 7 か b

39 書 これに関するやりとりは、 沼澤学長宛て文書、 0 タイ 九五七年二月 1 ル は Re八日 南 山学園史料室所蔵。 付、 と付してあることから それ以前からなされ チャプリ ッキ この文 1 より

郎 より 沼澤 副学長宛て文書 付、 社会科学 南 Ш 学 部 袁 長 史料 田 中 室 藤

41 瀧田 [慎吉 のメモなど、 南山大学史料室所蔵

42 [.D./Box5 一九五七年二月二八日付、 沼澤副学長よりチ ŕ

43 プリツキー宛て文書。 南山学園史料室所蔵

A氏の社会科学士号 (B.S.) は、一九五七年七月

四日付で授与された。学位授与に至る経過を示

す史料は、 南山学園史料室所蔵

44 一九五七年四月八日開催大学評議会議事録、 イ

連すると考えられ、 中の経済学士号に言及した部分は、A氏問題 について」、南山大学史料室所蔵。なお、この発言 ンターナシナル・ディヴィジョンに関する再検討 A氏問題に関する史料が四月 に関

智大学国際部が文部省にどのように認められ 人であった(S.J.はイエズス会士を意味する)。 目される。なお、上智大学国際部のミラーは米国 から六月に欠落している部分を補うものとして注 ってい

たかを客観的に示す史料は、

現在のところ確認で

輔

仁大学

か ら発

行され

てい

た民族学

,雑誌

45 七年四月一日付のチャプリツキーによる評議 同上。 なお、 I.Dの再検討という議 題は、

九五

I.の運営の問題点を指摘した稲垣良典の意見メモ の教員に対して意見聴取を行っている。このうち、 評議会に先立ち、 沼澤学長はLDについて、何人か の要望書をふまえてのことと考えられるが、この

は、 南山学園史料室所蔵

46 も反映されている。ちなみに、 成に至るまでに、文学部長木村太郎の意見が何度 学園史料室所蔵。 長・木村教授宛て、「委員の委嘱について」、南山 一九五七年五月一四日付、 なお、この起案にある委員会構 学長秘書室起案、 この起案には、 学

日華文化研究所は、 記されており、 メンバーに加わっていることが注目される。 当時東京在住であったハッツェが 神言会が北京で経営していた

ッツェが一六日午後来名の通知があったとメモが

参

照

編、 類学科設置の 民 Monumenta永井英治 共 第 和 八〇号、 玉 よる接 戦 意義」 $Serica \odot$ 後 100 0 収 人 『アカデミア』 類 後)五年、 発行を、 学と・ に引き 南 一七二 - 一七三頁 山大学社会科 継 輔 人文· 社会科 仁大学 だ機 関 0 学 で 中 あ 部 華 る 人 人

47 48 澤 0 部 は、 授 蔵。 工 知 E 案 宛 可 着任 能性 穴では、 九 長 夜 な 0 九 時 五 お ょ 書 Ŧī. 間 七年 が考えられる。 その ŋ 簡、 部 七 车 *ا*ر /١ 第 存 Vi ッ お 匹 匹 0 ッソ 部 ょ 月 取 廃 月 ッ ツ び 'n が エ エ 三日 三日 扱 は、 議 と表現されてい 九 論され 0 V 付、 南 五七 لح 付 書 山学園史料室所 簡 0) 0 九 沼 関 车 7 木 五. 連性 八年 兀 澤学長より 村 南 11 月 た 宛 Ш ľ Ξ 学 な 南 る。 0) 委員 園 Ш 南 大学 L Ш 史 \mathbb{H} 蔵 料 大学 は 付、 *ا*ر 委 第二 室 か ッ 混 嘱 教 沼 所 ッソ 百 通

 $\widehat{49}$ 大学学長大泉孝 瀧 \mathbb{H} は 出 張 中 (S.J.) 上 一智大学国 に直 接 際 面会することができ 部 0 3 ラ 1 Þ F. 智

T

中 か 名したと記されてい 料 0 報告 た 室 が 所 蔵 た そ な 0 龍田 他 お、 0 慎 関 ることから、 告作 係 れ 者 13 成 は K 状 瀧 復 況 田 命 を 出 が 尋 張 七 月 は ね 南 九 日 Ш 沼 Ŧī.

亰

な

七 帰

年六月末のことと推

測される)。

な

お、

ミラー

大泉から

は、

後

日

書簡

国

際

部

0)

状

況

伝えら

ħ

九

五

七年 で、

·七月 上智大学

九

日

付、

上

一智大学

を図 でも また、 問問 より よび P その るべ F 題 に 瀧 バ 沼 きというもの 1 内容を伝えてい 0 澤学 九 田 五 ス V は、 七年七 は、 7 長 0) 宛 P 0 0 Α 月一七 氏 ĸ 出 書 であ 張 に学位を授与 バ 簡 る。 中 イ ŋ ľ スを受け、 \exists 南 このとき ハ 付、 Ш ツ 後 学 日 ツ 上 園史料室所 、エと会 沼 智大学大泉学 澤学長 て早 0) 復 *ا*ر 命 期 ッ 書 K 決 ツ 0 蔵 中 Α エ

氏

0

書

で

j

七

日

長

お 3 が

ラ

í

から

瀧 た。

田

宛

0

書

簡

南

山学

園史料室所

蔵 ッ ツ 簡 エ Α ょ 氏 ŋ 伝えら 問 沼 題 澤学 0 ń 解決方法は 長 た 0 書 九 簡 Ŧī. 南 0 年 T Ш 七 F 学 月 バ 袁 イ 史 -スに 付

所 *7* \ 接

い。また、このやりとりは、

の

従

った可能性が高

ちに述べ チャプリツキーに代わってLDを担当すること るように、 ハ ッツェ が一九五九年六月以

は、 になる背景とみなされる。 九五七年七月に大学基準協会維持会員とな なお、 南山大学文学部

52

一九五七年九月四日付、

文部省調査局国際文化

課より、

南山大学教務課長宛の文書。

南

山大学史

料室所蔵、I.D./Box8。

なお、ここで添付されてい

(50) 一九五七年八月二〇日付、 た。 るが、 化課より、 その当 南山大学教務課長宛の文書。 「時大泉は大学基準協会副会長であっ 文部省調 **査局国** 南山大学 際文

51 学史料室所蔵、 一九五七年八月二九日起案、「回答案」、南山大 I.D./Box8° その後の文部省からの

史料室所蔵、I.D./ Box8°

返信は、

この回答が九月三日付でなされたことを

63

(南山大学史料室所蔵、

I.D./ Box8) °

は、 後B氏からは入学願が提出されたものの、どのよ 示している。 合わせがなされ うに処理したらよいか、 文部 省には決裁案の回答をすぐに出すこと、 なお、 ってい この回答案に関連して、その る。 これに対する学長の指示 教務部長から学長に問 V)

> 九月二日付、学長秘書室より学長宛のメモ)。 ものであった ること、 改めてすべてのことは九月一七日の会議で決定す 事務 の取り扱いもそのとき考えるという (南山学園史料室所蔵、 一九五七年

続しようとしている旨書かれているものであった 大学の「学生」であり、 て入学を許可されており、またB氏が以前に南山 ツキーの名で、 た書類とは、一九五七年七月一六日付、チャプリ B氏が南山大学LDに「学生」とし その課程を終えるまで継

に加えて、 案には九月一三日に発送済みであるとメモ書きが の起案、 る。 一九五七年九月一二日付、教務部長藤木敦實名 なお、 南山大学史料室所蔵、 聴講生の履修規定は、 回答案として、 このようなI.D I.D./Box8° 一般学生と同様 この起 0

あ

が な に V る 残 履 z ため 修単 ħ 南 卒業資格 7 位 Ш を r V 大学史料 る 付与するも が、 は認め これ 室 所 には てい Ō 蔵、 の な I.D./Box8)° 廃 学 部 案 と記 学科 لح 書 所 したも か 属 な れ で お は 7 0

七年 そ 八月二〇日付け文書と同 氏 ò の一九五八年 後、 〇月三〇 再 度 B 应 日付文学部長木村太郎名によるB 氏 月から が 査 証 の入学許 内容 申 請をしたの 0 問 可証を添付し V 合わせが か、 九五 た、 九

年 書 藤 61 木 る。 が 教務 残されて 保 それに対して一九五七年一二月一三日付で、 証 人 部長名で入学方法・入学する学部学科学 0 氏名 11 る。 (V) 職業を回答したことを示す文 ず れも 南山大学史料室所蔵

五七年一一月二九日付で文部省より送られてきて

.D./Box8

54 とを示 五. 外 七 外国人学生 国人学生に関する規則 车 唆する史料 九 月 上 に 旬 . 関 以 ける規 前 が 残されてい か 5 す 削 (案)」、 でに 案 0 着手 作 る 南 成 うされ 作 Ш (年月日 「業は、 学 園 7 史料 V |不明 たこ 九 室

> 兀 所 一付で 蔵 確定したLD なお、 規則 に関する再検討委員会との 案作成作業と一 九 Ŧi. 七 年 Ŧī. 関 月

係

は 不 崩 で あ b, 直 井 が どのよう な職 責でこの 立

55 に当 International Division |たったのかは定かでない 九五七年 九月 七 日 教務関係 開 催 大学 係事 評 務の 議

会

議

事

録

移管に 1

いてし、

および「インターナショ

ナ

ル

デ

ヴ

イ

日

ン

規程について」、

南山大学史料室所蔵。

な

お

九五七年一

0

月九

日

開

催

の学科長

会議

(文学部

学 别 取 学科長会議と思 な授業は行 生 'n 扱い は、 につ 学 萴 わないことを決定した、 に従うこととして、 ιV て、 わ ħ 本学に入学し学位を希望す . る) に おい て、 外 国 外 とする 玉 人 人学生 向 け 松 0)

 $\widehat{56}$ 史料室 外国 一九五七年一 人学生 13 関 〇月二二 す る規定案に 日 開 催 つい 大学評議会議 て 南 Ш 事 大学 録

メ

モ

が

?残され

7

V

る

南

山

学園史料室所

蔵

九五七年 月二 日 開 催 大学 評 議 会議 事 録

57

70

外国人学生に関する規定案について」、 南山大学

史料室所蔵

58

一九五七年一〇月二三日付け、

沼澤学長より教

位 議会での、最低在学年数は一年、 園史料室所蔵。 数および履修所要最低単位数の掲示依 務部長宛、LPでの学士号取得に必要な最低 lで南山を卒業できるとLI学生が一般に理解して これは、一〇月二一 専門科目二四単 日開催 越頼、 大学評 在学年 南 山学

59 チャプリツキー、文学部長、社会科学部長 九五七年九月一九日に、委員長を文学部長と

る。

いるとする、

直井の発言に関連したものと思われ

委員が決定された 学生部長、 インターナショナル・ディヴィジョ 教育学科長、 (南山大学史料室所蔵、 教務部長より構成される ンの委員会の

であったとの Box8)° なお、この委員委嘱の決裁は九月二四日 メモが、 南山学園史料室に保存され

 $\widehat{61}$

山大学史料室所蔵

ている。

 $\widehat{60}$ 学長宛、「インターナショナル 一九五七年一〇月二三日付、 藤木教務部長より ディ ・ヴィジョ ンに

この内容は英訳されて、一一月一日付でIJ学生た 関する報告書」、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。 四日付「インター 関する報告書 写. ナショナル・ディヴィジョンに 議事録添付」、 および一〇月二

は、 蔵、 一九五七年一二月二日開催大学評議会の添付 I.D./Box8)。なお、この報告書とAnnouncement

Nov.1, 1957"およびその草稿、

南山大学史料室所

ちに向けてアナウンスされた("ANNOUNCEMENT

そこでは米国現役軍人以外の入学志願者は、新入 資料となっており、 直井から説明がなされたが、

事録、「外国人学生に関する規定案について」、 南

された(一九五七年一二月二日開催大学評議会議 生・編入生を問わずすべて日本人同様に扱う、

I.D./

インターナショナル 九五七年 一二月九 日 ディヴィジョン学生取扱内 開 催 大学評議 会議

62 九 つ 五七年 Vλ て 一二月から一 南 Ш 大学史料室所 九五八年にか

ij

ć

0)

I.D.

7

0

綴、 運 営委員会の 南 Ш 大学史料室所蔵、 議 事 録 が、 保 I.D./Box8 存されて V) る。 議 事 録

 $\widehat{63}$ 特に I A 氏 0 件 で、 I.D. 0 運 営や手続 きに 対 して

批

13 う 判 几 . 関 É 的 H 思 であ 開 わ 催 る わ 問 n った社会科学部 0 I.D 題 る。 心であ 委員会で卒業資格を認 そ る。 れを象徴 れ か はする は、 5 Ó 反発は 0 九 が、 五七 める判定をし С 強 车 氏 か 一二月 0 0 卒業 たよ

 $\widehat{64}$

チ

ヤプリ

ッキ

1

が、

た大学院

コ

1

ス

を作

る

計

点の

メモ添付

等生 た学 て、 その専攻学科の学科長であった直井豊が、 生の (クム・ラウド)」としての卒業を許可するよ うち、 特に成績優秀であったC氏に 0 優 ĺλ

得 部 7 'n たが、 長 起案し、 る 学 後日 生 九 部 学長・文学部長・社会科学部 社会科学部長はこの了承を 長 Ŧi. チャ 年 ・プリ 月三 $\overline{\circ}$ ッキ H 起 1 案 教 授 0 南 取 了 長 Ш 承 大学史 ŋ 消 钔 教 務

> 史料 受け 回答 たが、 と直 は 室所蔵、 がなされ 13 疑 して 卒業資 義 井 が 内 が お 提 C 氏 7 容 相 b 格 起され 談 ず、 Vλ 13 が の る 決定さ 0 L 分学位記· て印 卒 (V) 7 業 藤 九 刷 は 木 証 n 文面 を手 たの 五七年二月、 書 教 切 0 務 知ら 配 形 み 部 タイプ文書 式 ī で 長 たと な は あ か チ Ġ ŋ 南 0 ヤ は、 لح 報 Ш プ 成 告 疑 学 1] 問 ッソ

丰 問

1

題

せ ンより であった。 文化人類学の大学院コー が東京エリアで夜間に、 画 1 1 る史料が保存されてい を米軍 宛 ŕ (T/Sgt Virgil V. Harton) ヤプリ および 関係者と協議 九五八年二月 ッ 丰 九 五 八 I.D. 宛 L あるいは名古屋で週末に、 . る。 年 書 スを設けようとするも 7 簡 五. V 八 たことを、 それは、 月 南 日 より 兀 付 Ш 大学史料 H 付、 チ 第 南 ŕ う Ŧī. Ш 空 プ 大学 I.D. か ij 軍] が ッ わ

蔵、

長

室所蔵、

I.D.

/Box8) °

おそらく田

会科学

部

からと思われるが、

cum laude

0 中

付 社

記

K

つ

65 I.運営委員会は、一九五八年一二月時点では、

文学部長ヤー ن کر 社会科学部長アントン・レンメ

郎 れ . T チャプリ 0) ル た ١, 専攻の学科長として鈴木得二および細井次 (一九五八年一二月、 教務部長直井豊、 ツキー、 各教授のメンバーで構 学生部長国分敬治 I.運営委員会構成 説成さ

67

月二六日

開催

大学評

議

事録

 \exists

員一 覧、 南山学園史料室所蔵)。

66 る 知では、 I.運営委員会の一九五九年一月一二日開 (一九五九年一月九日付、 外国人学生の学科履修が議題となって 「インターナショ 催 0) ナ 通

がどのようなものであったのかは議事録が残され ル・ディヴィジョ 南山学園史料室所蔵)。この委員会での議論 ン運営委員会開催について (通

<u>69</u>

一九五九年一月二六日起案一月三〇日施行、

契機となったのでは 年一月二六日の大学評議会での提案を行わ この委員会での議論が、 ておらず不明であるが、 ない かと推り ヤーンをして、 その後の経過を見るに、 測される。 一九五九 大学評 しめる

議会におけるヤー

ンの発言では、

彼の強い苦悩が

たものと推測される。

なお、

沼澤学長は

月二

評議会議事録、 ンについて」、 インターナショ 南山大学史料室所蔵 ナル・ デ 1 ヴ イ

訴えられている

(一九五九年一月二六日開催

は、 南山大学史料室 インターナショナル・ 一九五九年一 議事録添付資料を参照。 所蔵。 ヤー ディヴィジョンについ ンの提案内容について 会議

68 を学び、 った。 という方向 議会での沼澤学長の意見は、 同上。 なお、一九五九年一月二六日開催大学評 正規の学生となるために準備するコ の、 I.の再編成を要望するもの 外国人学生が日 であ 本語 1 ス

長宛の 決裁、 らは 員会の設置について(伺)」学長秘書室起案、 瀧 瀧 南山学園史料室所蔵。 田 田 0 0 メモ 進 言によ (一九五九年一月二九日付) か b, 稲 これに添付された学 垣 が委員に 加えられ 学長

史

科室所

蔵

月三〇

日付、

沼

澤学長より

ŕ

1

ン

宛、

南

Ш

学

袁

挙げら

ħ

てい

た。

ょ

垣

書 7

六 委員としての 力 Н 開 催 否する 0) 大学 協 意思を示してい 芀 評 依 議 頼 会 を行 0 席 で、 つ 7 たヤ V I.D. る 問 1 題 ンに対 解 九 決 五. 0) 九 協 年

 $\widehat{70}$ 関 室 Rする研究 年 · 月 日 不明、 究委員会委員各位宛文書、 委員長ヤー ンより、 外 南 国 Ш 人学 学 袁 生に 史料

71 は、 軍 る点が、 生 委員会記録」、 一九五 人 ではな の学生が、 稲 垣 注 一であ 九年二月 Vλ |目さ 夏 朔 つ 南 ħ た。 講 Þ 山学 る 厄 習 は H 0 ŋ 園史料 開 学 口 0) 催、 生 様 議 ح K 論 室所蔵。 0) 南 外 0) 類比で Ш 中 玉 大学 で、 人学生に な なお、 語 o) 当 5 IE. 時 記 関 n 規 0 て 0 I.D. 録 す V 学 非 者 る

 $\widehat{72}$ 13 意見」、 外国人学生に関 は 一九五九年二月六日付、 I.D. 南 Ш 全 体 園 的 する 史料室所蔵。 評 価 研究委員 K 0 稲垣より学長秘書 V) 7 会の な お、 学 活 問 質 動 的 頧 13 水 書 つ 進 \bar{o} V 皇室宛、 試 て 財 案 0

75

九

五九年三月二八

日

開

催

大学

評

議

会議

事

録

を

去 う 的 観 講 計 0 基 覧点か 実情 師 礎 画 給 7ら見たI.D 料 0 大学全体に 入学許 調 授業料 査に 可 の必要性と価 基 お づくその 授業の 評 ける位 判 実態 功 置 の大きく一 値)、 績と欠陥 大学 採 お 点 ょ 0 ゃ 項 び 使 目 証 つ I.D. 命 明 が

過

11 政

74 73 た の提案を基本的 る。 南 これ 山学 5 園 史料 ĺ ょ に れ 室 ば、 踏 所 襲 蔵 ĺ 質問 の 、 た 各委員 書 0 0) 質 項 問 É か か b 項 b 目 0 成 は П つ 答 7 ľ 稲

南 評 13 員 る研究委員会議事 一九五九 、会は、 山大学史料室所 議 たようである 議事 会 議 実 録 事 年三 際 0 録 __ 13 月 部は は 蔵、 外 録 玉 九 九 九 欠落してい 人学 \mathbb{H} 五. 五. 南 参照 開 九年六月二二日 九年六月までは 山学園史料 催、 生 0) 取 る。 外 扱 国 W また、 :室所蔵 人学生 に 存続 0 開 r V 催 13 て の委 大学 ただ 関 す

74

- 外国人学生の取扱いについて」、 南山大学史料室

所

76 "Study-group for the reorganization of the 一九五九年三月三〇日付、 ヤーン名による文書、

the President",南山学園史料室所蔵 International Division: Suggestion submitted to

77 命されたことが伝えられた。 報告され、六月四日からその後任にハッツェ 学長告示で、学長秘書のチャプリツキーの更迭が は不明である。 一九五九年四月から五月にかけての学内の動き しかし、一九五九年六月八日には、 なお、 一九五九年六 が任

来の職務を担当すること、 月一五日の学期終了までは、 ている 学長秘書の担当事務に変更はないと記され (一九五九年六月八日付、「学長告示五一号 およびハッツェに交代 チャプリツキーが従

たものと推測される。

78 「外国人学生に関する研究委員会」の誤りでは

82

南山大学史料室に保存されているLI受講者の成

室所蔵)。

学長室セクレタリ・ゼネラルの更迭」、南山学園史

ないかと推測される。

79

九五九年六月二二

日開催大学評議会議事録

所蔵。 外国人学生の取扱いについて」、 直井の 提案については、 添付資料を参照 南山大学史料室

また、 な規則も用意していることが、 一九五九年九月以降の入学許可については、新た 現役軍人は、 直井からは、 在学者中には一人もいないことや、 I.が基本的に対象とする米軍 述べられてい

80 史料からは、 史料室に所蔵されている受講者の成績原簿などの 者は非常に限られていたと思われるが、 すでにこの時期には、 IDが一九六二年ごろまで存続してい 米国現役軍人の受講希望 南山 大学

(8) このコース案内作成にあたって書かれた原案も、 うかがわれる 南山大学史料室に保存されている。そこからは 一九六〇年一一月ごろから準備されていた様子が (南山大学史料室所蔵、

75

小

学 日

校

0

事

,務実施オフィスについて」、

南

Ш

大学史

九

開

催大学評

議

会議事

録、

「インター

ナシ

彐

ナ

ル 月

なかったものと思わ

れる

南

玉

大学 学 今 単 績 Maryland University College) Ħ 位 Ó 原 ュ 取 簿 工 0 二 ク 在 得 か ステン した 5 バ 米 Ú 1 軍 シ 者が多か ショ 基 小 テ 地 ゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ 牧 ン ľ 0) 部門である、 お X 力 ったことが ij V レ ても、 1 ツ ラ が ジ ンド コ メ 1 (University 分かる。 -大学 IJ l メ スを開講して ij ランド 極 ランド 東 なお 部 of 大 で

83 V る。 Ш 際小学校につい ては、 九 Ŧi. 九 年

1

英会話 料 Ш 九 室 大学史料室所 五. 所蔵 九 コ 年 1 スの お よび 月 蔵 所 九 |夜間 属 日 並に運営担 開 参照 催 2英語コースについては、 大学評 当 議 会議事 者について」、 _事録、 「夜間 南 _

を

84 会 け 混 るも なお、 議 在 事 ·録からは、 0 7 であろう。 保存 I.D 0) 史 <u>خ</u> 科 ħ 7 0 南 中 また、 V Ш に、 ることは インター これ 九六〇 5 Ť É ٤ 年 関 0 \exists 'n す 推 ナ 大学 Ź ル 測 史料 を ス 評 惠 ク 議 付 が

す

大学基準協会年史編さん室編

『大学基

進 に

協

転校」 ź。

の言及がなされ

てい

ることは、

注

目

値

料 語 玉 ル :室所蔵。 ル 年 語 講 年 ル 講 _ 0) 座 構 0) 座 0 月 想に 月 構 英 構 英 語 想 想 Ŧi. 九 つい 0 に 語 H が . 件に H 開 0 西 あ 催 西 開 て 語会話 r V つ 催 関 語 て 大学評議会議事 たこと 大学評 会話 しては、 審議 審 講 講座を包含する が 座 延期) 議 **:議会議** を包含す 推 延 結局 測 期 ž 録、 事 審 および n 録、 南 る る。 議 夏 は Ш 「ス 夏 なされ 大学 期 _ ス 朔 九六 ク 九 史 外

0

0

85 86 教育 立基 て、 九〇年、 ふまえた上 喜多村和之『大学淘汰の 国内 九 四 準設 顧 問 定連 七年 の大学 一一六 - 一五七頁 イ で、 1 合協議会で 五. ル 間 ア ズ 月 クレ お 0 二日に行 講 ょ び ディ 演 日 中 の 、 時 米 テ 0)] 米 民 わ 代 大学 n シ 玉 間 \exists 情 た 中 0 第 公 間 当 報 新 で 0 時 教 利 П 書 0 0) 育 点とし 大学 学 現 局 生 状 高 等 設 九 を 0

会五十五年史』財団法人大学基準協会、二〇〇五、

二七二 - 二八〇頁所収のイールズ講演「大学設立

(87) 一九五六年九月一二日付の米国Vocational

基準適用について」を参照。

リツキー宛ての通知、南山大学史料室所蔵、Rehabilitation and Education Serviceからのチャプ

I.D./Box7°

創立七五周年記念誌原稿執筆の過程で得られた知淳子氏には、貴重な史資料や情報を提供いただい。記して感謝したい。なお、本稿は、南山学園た。記して感謝したい。なお、本稿は、南山学園た。記して感謝したい。なお、本稿は、南山学園

見を再構成したものである。

The Opening and the Closing of Nanzan University International Division, 1953-1962:

Essay on the History of the Interrelationship between Japanese and American Higher Education

HAYASHI Masayo

Abstract

This paper explores the historical implications of Nanzan University International Division (I.D.), 1953-1962, towards the history of the interrelationship between Japanese and American higher education.

I.D. was opened in 1953 as an educational institution for mainly U.S. armed forces personnel stationed around Nagoya district, Japan, who wished to earn college credits before transferring to U.S. higher institutions after finishing their services. Because I.D. was not regulated by Japanese School Education Law of 1947, its administration had many problems, which made it pursue affiliation with the Catholic University of America and approval under the provision of the U.S. Serviceman's Readjustment Act of 1952.

I.D. was closed after having undergone several troubles and reforms as to its students' status, admission, and graduation. In spite of its peculiarity as an educational institution in Japan during the U.S. armed forces' presence, I.D. suggests the G.I. Bills' unknown function to accredit higher institutions outside the U.S. as equivalent to those within the U.S.. It also implies the possible influence of the massive change in American higher education after WWII, on the establishment of the Japanese University Accreditation Association in 1947.